（多国籍部隊・監視団から提供される記章等の着用）

第三条　シナイ半島における国際連携平和安全活動として実施される国際平和協力業務に従事する者は、当該業務に従事する者としての地位を表示する記章、帽子、スカーフその他これらに類する物であって多国籍部隊・監視団から提供されるものを着用するものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

一	エジプト（北シナイ県及び南シナイ県の区域（シャルム・エル・シェイク市の区域を除く。）に限る。）又はイスラエル（エシュコル地区の区域に限る。）内の地域において業務を行う場合（三の項に規定する場合を除く。）	一万二千円
二	エジプト（一の項に規定する地域及びシャルム・エル・シェイク市の区域を除く。）又はイスラエル（同項に規定する地域を除く。）内の地域において業務を行う場合（四の項㈡に規定する場合を除く。）	八千円
三	一の項に規定する地域において、派遣先国の政府その他の関係機関と同項、二の項及び四の項㈠に規定する業務に従事する協力隊の隊員との間の連絡調整に係る業務（同項㈡及び五の項において「連絡調整業務」という。）を行う場合	五千円
四	㈠　エジプト（シャルム・エル・シェイク市の区域に限る。）内の地域において業務を行う場合（五の項に規定する場合を除く。） ㈡　二の項に規定する地域において連絡調整業務を行う場合	四千円
五	四の項㈠に規定する地域において連絡調整業務を行う場合	三千円

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

省　令

○農林水産省令第三十五号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第三条前段の規定に基づき、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月五日

農林水産大臣　吉川　貴盛

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（診療施設の開設の届出） **第一条**　獣医療法（以下「法」という。）第三条前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十　（略） 十一　医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）である放射性同位元素で密封されていないもの（放射性同位元素であって、陽電子放射断層撮影装置による画像診断（以下「陽電子断層撮影診療」という。）に用いるものを除く。以下「診療用放射性同位元素」という。）又は放射性同位元素であって、陽電子断層撮影診療に用いるもの（同条第十七項に規定する治験の対象とされる薬物であるものを除く。以下「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」という。）を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項 イ～ホ　（略） 十二～十六　（略） 2　（略）	（診療施設の開設の届出） **第一条**　獣医療法（以下「法」という。）第三条前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十　（略） 十一　医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）である放射性同位元素で密封されていないもの（放射性同位元素であって、陽電子放射断層撮影装置による画像診断（以下「陽電子断層撮影診療」という。）に用いるものを除く。以下「診療用放射性同位元素」という。）又は医薬品である放射性同位元素であって、陽電子断層撮影診療に用いるもの（以下「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」という。）を備えた診療施設にあっては、次に掲げる事項 イ～ホ　（略） 十二～十六　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。